

## よくあるご質問

### Q 選定療養費とは何ですか。

**A** 「医療機関の機能分担」の推進を図るため、紹介状を持たず特定機能病院・地域医療支援病院（一般病床200床以上）・紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上）を受診した際には、医療費とは別の費用(選定療養費)が生じるという厚生労働省が定めた制度です。

当院は「200床以上の地域医療病院および紹介受診重点医療機関」に該当しますので、初診の方や他医療機関へ紹介した方が、紹介状を持たず受診した際には、選定療養費をご負担いただきます。

### Q 初診の条件について詳しく教えてください。

**A** 以下のような場合が初診となります。

- ・当院に初めて来院した方
- ・診療が一旦終了し、一定期間経過した後に受診する方(最終受診から1ヶ月経過した方)

《例:アレルギー性鼻炎で受診。症状が治まったため終診。1年後、同様の症状で受診。》

- ・通院を自己の判断で中断したが、あらためて受診する方、当院に継続受診しているが、自己の判断で新たな診療科に受診する方

《例:怪我をして整形外科継続受診中。カゼをひいたため、内科を受診。》

### Q 医療扶助の受給者について詳しく教えてください。

**A** 医療扶助の受給者とは、難病法による特定医療、小児慢性特定医療、自立支援医療、特定疾患治療研究事業、肝炎治療特別促進事業、生活保護法の医療扶助等の国の制度、法律で定められた医療費の助成制度を受けている方です。また、障害者医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療等の地方公共団体が定めた医療費の助成制度を受けている方も該当します。

### Q 救急車で搬送された場合も費用が発生しますか。

**A** 受診の結果、入院に至らなかった場合は選定療養費の対象になります。来院方法を問わず、入院するほどの重症な方は選定療養の対象外になります。